

総合研究大学院大学(SOKENDAI)特別研究員
令和3年度(2021年度)採用分募集要項

1. 趣旨

「総合研究大学院大学(SOKENDAI)特別研究員」は、基礎研究・学術研究の将来を担う人材を育成するために、本学の学生を特別研究員として採用し、3年間に亘って研究専念支援金及び研究費を支給すると共に、研究者としてのキャリアを築く機会として、優れた学位論文研究を行って課程を修了した採用者に対して、大学共同利用機関における2年間の研究員ポスト(有給)を提供する制度です。

本制度は、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」の補助を受けて実施するもので、特別研究員採用者には、在学中の経済的支援に加えて、研究機関・民間企業の研究職へのキャリアパスを支援するプログラムが提供されます。

2. 研究分野及び対象専攻

研究分野		対象専攻
情報・AI	情報に関する原理・技術(統計学を含む)に関する研究、人工知能(Artificial Intelligence)に関する研究またはそれらを融合した研究	統計科学専攻、情報学専攻
大規模先端科学	基盤機関が保有する大規模研究施設を利用した研究または基盤機関が参画する国際的な研究プロジェクトへの参加を通じて行われる研究	天文科学専攻、核融合科学専攻、加速器科学専攻、物質構造科学専攻、素粒子原子核専攻、極域科学専攻

3. 令和3年度採用予定数

研究分野	採用予定人数
情報・AI	6人
大規模先端科学	6人

4. 申請資格

令和3年4月1日時点において、次の各号の全てに該当する者(申請時点においては見込みで可)^{*1}

- (1) 本学の5年一貫制博士課程に在学し(編入学者を除く)、在学月数(休学月数を除く)が24ヶ月以上36ヶ月未満の者、または、本学の5年一貫制博士課程の3年次に編入学し、在学月数(休学月数を除く)が12ヶ月未満の者^{*2}
- (2) 30歳未満(ただし、出産・育児・親族の介護等の個別の事情を有する者で、学長が認めた者については、32歳未満と読み替えるものとする。)の者
- (3) 国費外国人留学生制度による奨学金、日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励金または外国政府から支給される奨学金等を受給する者でないこと
- (4) 給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者(休職中の者及び退職した者も含む)でないこと^{*3}

*¹ 総研大以外の大学の博士前期課程（修士課程）を修了（見込の者も含む）し、本学の5年一貫制博士課程3年次編入試験に合格した者も申請可能です。

*¹ 申請時に資格を満たす見込みであっても、休学等により申請資格を満たせなくなった場合は採用を取り消すことがあります。

*² 2. に掲げる対象専攻に所属する者に限ります。

*² 長期履修制度適用者は申請資格対象外とします。

*² 博士課程における休学期間（月単位で切り上げて計算します）は在学月数に含みません。ただし、休学期間の合計が6ヶ月未満の場合は在学月数に加算します。

*³ 臨時的な収入を目的とした仕事（アルバイト、リサーチアシスタント等）に就いている者は申請可能です。

※本募集に申請し受理された者は、次回以降の募集において再度申請することはできません。

5. 採用期間

3年間（令和3年4月1日開始）

※ただし、採用期間中に本学の博士課程を修了し学位を取得した場合は、学位取得月をもって採用を打ち切ります。

6. 給付金額

（1）研究専念支援金（生活費相当額）

令和3年度の支給予定額は以下のとおりです。なお、給付金の額については変更することがあります。

月額 190,000 円

（2）研究費

申請書記載の研究計画を行うための支援として、研究専念支援金とは別途研究費（上限 22 万円/年）の助成を受けることが可能です。

7. 申請書類

（1）申請書 A

申請者の個人情報、経歴等を記載するもの。

（2）申請書 B

研究計画、研究遂行能力の自己分析及び目指す研究者像を記載するもの。

（3）令和3年度（2021年度）研究費申請内訳書

令和3年度に助成を希望する研究費の内訳を記載するもの（研究費の助成を希望しない場合はその旨ご連絡ください）。

（4）評価書

主任指導教員（令和3年4月編入学予定者は、申請時点の研究指導者または本学入学後に指導担当予

定の教員)に作成を依頼してください。

※評価書は、評価者から本事業事務局に直接提出するものとし、大学から申請者本人にその内容を開示することはありません。

8. 申請書類提出先

特別研究員事業事務局：fellowship[at]ml.soken.ac.jp ※[at]は@に置き換えてください。

※申請書 A 及び B は PDF ファイルに変換し、研究費申請内訳書は Excel ファイルのままメール添付にて提出してください。

9. 申請〆切

令和 3 年 3 月 31 日 (必着)

10. 選考及び結果の開示

(1) 選考

所属(予定の)専攻において一次審査(書類審査及びオンライン面接)、2. に掲げる研究分野ごとに設置する特別研究員審査委員会において二次審査(書面審査のみ)を行い、採用内定者と補欠者を決定します。

(2) 審査基準

主要な審査基準は、以下のとおりです。

- ① 博士課程修了後に研究者となる強い意志とその具体的な展望を持っていること。
- ② 自身の研究課題が 2. に掲げる研究分野と合致していること。
- ③ 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ④ 自身の研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- ⑤ 研究を遂行する能力が優れていること。

(3) 選考結果の開示

選考の結果(採用内定・補欠・不採用)は、令和 3 年 5 月中旬までに開示します。なお、選考に関する個別の問い合わせには対応しません。

※補欠について：

令和 3 年度採用者に欠員が生じた場合または採用期間中に中止する者が生じた場合、補欠者を繰り上げ採用する場合があります。ただし、繰り上げ採用者の採用期間は、3 年間から前採用者の採用期間を差し引いた期間とします。

11. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 申請書類は、所定の様式を使用してください。所定様式以外の申請は認められません。
- (2) 申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
- (3) 申請は1人1件とします。2件以上申請した場合、全ての申請を無効とします。
- (4) 申請書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。
- (5) 審査結果は令和3年度採用分にも有効です。ただし、補欠については、令和4年度末まで有効とします。

12. 特別研究員の義務等

- (1) 特別研究員は、採用期間中、本学の博士課程に在学しなければならない。
- (2) 特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければならない。
- (3) 特別研究員は、各年度決められた時期に研究状況報告書を提出しなければならない。また、採用期間を終了し、博士課程を修了した場合は、就職等状況調査票を提出しなければならない。
- (4) 特別研究員は、本学が指定する研究力向上及び研究者としてのキャリアパスの獲得を目的とした講義、ワークショップ等へ参加しなければならない。
- (5) 特別研究員は、採用期間中、本学または学則第1条に規定する機構等法人が支給するその他の給貸与型の奨学金等を受給することはできない。
- (6) 特別研究員は、採用期間中、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就くことはできない。*

*臨時的な収入を目的とした仕事（アルバイト、リサーチアシスタント等）に就くことは可能です。

13. 採用の中止または取消、給付金の停止及び返還請求

12. に掲げる特別研究員の義務の履行状況が不十分であると認められる場合または次に掲げる各号のいずれかに該当すると学長が判断した場合には、特別研究員の採用を中止するまたは取り消すとともに、給付金の支給を停止または支給済みの研究専念支援金及び研究費の返還を請求する場合があります。

- (1) 本学の博士課程を修了し、学位を取得した場合
- (2) 採用後、国費外国人留学生制度による奨学金、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励金または外国政府から支給される奨学金等を受給する場合
- (3) 疾病等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (4) 本学を休学する場合
- (5) 本学を退学する場合（除籍を含む）
- (6) 懲戒処分を受けた場合
- (7) 学業成績または性行が不良である場合
- (8) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないと判断された場合
- (9) 採用後の諸手続きにおける書類が期限内に提出されなかった場合
- (10) 採用後の諸手続きにおける書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- (11) 研究上の不正行為を行った場合
- (12) 研究費の不正使用を行った場合
- (13) 本人から辞退の申し出があった場合

(14)その他、明らかに特別研究員としてふさわしくない行為があった場合

14. 博士課程修了後のポストについて

本事業の「特別研究員」は、博士課程3年間のフェローシップと課程修了後2年間の研究員ポスト*が一体として接続された制度です。ただし、課程修了後に研究員ポストに就くためには、採用機関の審査等を経る必要があります。なお、特別研究員採用者が他の研究機関や民間企業に職を得ることを妨げるものではありません。

*研究員の採用機関は、特別研究員採用者が所属する専攻を置く大学共同利用機関です。

15. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき厳重に管理し、総合研究大学院大学特別研究員事業の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

16. 本募集に関する連絡先（事務局）

総合研究大学院大学東京ブランチ事務係

fellowship[at]ml.soken.ac.jp ※[at]は@に置き換えてください。